

# 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第1338号)

平成28年3月24日

横情審答申第1338号

平成28年3月24日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく  
諮問について（答申）

平成26年11月28日市市情第834号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成26年7月15日付開示請求の一部開示決定について（平成26年度市市情第393号）のうち、起案用紙、一部開示決定通知書（案2）、案2に係る対象行政文書、一部開示決定通知書（案3）、案3に係る対象行政文書及び開示請求書」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「平成26年7月15日付開示請求の一部開示決定について（平成26年度市市情第393号）のうち、起案用紙、一部開示決定通知書（案2）、案2に係る対象行政文書、一部開示決定通知書（案3）、案3に係る対象行政文書及び開示請求書」を特定し、一部開示とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「行政文書「平成26年市市情393号起案」の本文の記述に関して、(1) 審査会の議論の内容が分かる文書を開示すると、審査会の審議の過程においてどのような議論・検討が行われたかが明らかとなり、議論の変遷や個々の意見・見解が公になることとなる結果、審議会の審議の公正さ、客観性について無用な疑いを抱かせ、答申の信頼性を失わせるおそれが生じ、ひいては、自由かつ率直な討議によって中立・公正な判断を行うという審査会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある、と判断した理由を記した文書の、その理由部分だけを抜粋したもの。(2) 前述「支障を及ぼすおそれ」は単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性がある、と判断した理由を記した文書の、その理由部分だけを抜粋したもの（注：「横浜市情報公開条例の解釈・運用の手引」第7条2項(6)解釈の記述どおりに行政業務が運用されていることを検証する目的で行っている開示請求です。「蓋然性」という単語が文章中に登場する行政文書、の請求ではありません。どのような言い回しが使われているかは問いません）。」の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成26年11月11日付で行った「平成26年7月15日付開示請求の一部開示決定について（平成26年度市市情第393号）のうち、起案用紙、一部開示決定通知書（案2）、案2に係る対象行政文書、一部開示決定通知書（案3）、案3に係る対象行政文書及び開示請求書」（以下「本件申立文書」という。）を特定して行った、一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

## 3 実施機関の一部開示理由説明要旨

実施機関が本件請求に対し、本件申立文書を特定した理由は、次のように要約される。

- (1) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、本件請求に係る開示請求書に本件請求の内容と共に、備考欄に「ただし、もしも上記(1)(2)に係る行政文書が平成26年市市情393号起案そのものであった場合は、平成26年市市情393号起案から上記(1)(2)に係る部分だけを抜粋したものの開示を請求します。「法的保護に値する蓋然性」の詳細については、「横浜市情報公開条例の解釈・運用の手引」をご参照ください。」と記載して本件請求を行っている。
- (2) 平成26年度市市情第393号の起案文書（以下「市市情第393号起案」という。）は、市民局総務部市民情報室（以下「市民情報室」という。）が平成26年7月に横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「情報公開条例」という。）に基づく開示請求を受けて、これに係る決定をするに当たって作成されたものである。この決定に当たって、起案文書の本文中に横浜市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）における審議に係る資料は情報公開条例第7条第2項第6号に該当し、非開示とすべきであると判断した理由を記載して職員が起案した。その後、市民情報室及び市民局総務部総務課の職員の承認を経て、横浜市事務決裁規程（昭和47年8月達第29号）に基づき市民局長の決裁を受けて、決定案が確定し、決定の内容を書面で開示請求者に通知している。
- (3) 本件請求に係る開示請求書の記載によると、「審査会の議論の内容が分かる文書を開示すると審査会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と記載された文書のうち、その理由部分のみを抜粋したものを求めるものであることから、本件請求に係る行政文書として、市市情第393号起案のうち、審査会における審議に係る資料は情報公開条例第7条第2項第6号に該当し、非開示とすべきであると判断した、その判断に係る部分を抜粋したものを特定した。

また、市市情第393号起案以外には、本件請求に係る行政文書は作成し、又は取得しておらず、保有していない。
- (4) 本件の異議申立てに係るものとしては、同一の申立人より同様の開示請求及び異議申立てを受け、平成26年9月12日市市情第551号及び平成26年10月31日市市情第748号により、審査会に諮問している。

#### 4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件請求に係る行政文書を適切に特定し、その行政文書の

開示を求める。

- (2) 「横浜市の保有する情報の公開に関する条例の解釈・運用の手引」（以下「手引」という。）には、情報公開条例第7条第2項第6号を根拠として非開示を決定する条件について、「「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」に該当するか否かは、開示することによる利益と市の機関等が行う事務又は事業の適正な遂行を確保することによる利益との比較衡量により判断するが、「支障」の程度は名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要である。また、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が要求されるものである。」と記載されている。

申立人が本件請求で求めているのは、この法的保護に値する蓋然性の存在を証明する文書である。「蓋然性」という単語が文章中に用いられている文書を開示請求しているのではない。どのような言い回しが使われているかは問わない。

- (3) 申立人は本件申立文書を閲覧したが「・・・審査会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるので情報公開条例第7条第2項第6号を適用して一部非開示にすべき」とだけ記載されており、「なぜおそれがあると思ったのか」「そのおそれは法的保護に値する蓋然性があるといえるほど深刻なおそれなのか」という申立人の疑問に対する答えとなる記述がないと考える。
- (4) 手引のとおり、蓋然性存在の証明は情報公開条例第7条第2項第6号を理由に非開示を決定する際に必須の情報であり、横浜市文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第25号）に基づき意思決定に用いた情報は行政文書として作成・保管され、非開示を決定する時点で文書化されているはずである。
- (5) 実施機関職員が、蓋然性存在の証明について誤解している可能性があると考え。市長が条例第7条第2項第6号による非開示を決定したことも、審査会が同号による非開示を答申したことも蓋然性存在の証明にはなり得ない。
- (6) 申立人は市の情報公開制度運用においては判断プロセスの透明性が公平性公正性の維持に重要だと考えており、本件請求も透明性の度合を確認するため行った。
- (7) 実施機関は一部開示理由説明書で「開示すべき文書を適切に特定し、開示請求者の要求の通り抜粋して開示した」としているが、実際に開示された文書は抜粋されていなかった。申立人は抜粋は容易に可能であると考え。
- (8) 実施機関、手引で情報の非開示には蓋然性が必要であると自ら厳しい条件を定めているが、社会的調査によって蓋然性を確認する予算はなく、実際に蓋然性の高い

ことを確認した行政資料も存在しない。審査会にも調査予算はなく調査できない。

## 5 審査会の判断

### (1) 情報公開条例に基づく開示決定等に対する異議申立てに係る事務について

横浜市では、情報公開条例第22条第1項の規定に基づき、情報公開条例第19条及び横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「個人情報保護条例」という。）第53条の規定による諮問並びに情報公開に関する事項についての実施機関からの諮問に応じて調査審議するため、審査会を設置している。

諮問機関である審査会は、中立な第三者機関として、諮問された事案について調査審議を重ね、諮問した実施機関に対し、答申を行う。実施機関は、不服申立てに関する諮問をした場合にあっては、情報公開条例第19条第2項及び個人情報保護条例第53条第2項の規定に基づき、これを尊重して、当該不服申立てに対する決定を行わなければならないとされている。

また、審査会は、答申後に、審査会としての説明責任を果たす観点から、情報公開条例第27条に基づいて答申の内容を一般に公表している。

### (2) 本件申立文書について

本件申立文書は、実施機関が平成26年7月に情報公開条例に基づき行った一部開示決定に係る処分の起案文書のうち、審査会における審議に係る資料の情報公開条例第7条第2項第6号の判断に係る部分であり、起案用紙、起案本文、決定通知書（案）、対象行政文書及び開示請求書で構成されている。

### (3) 本件処分の妥当性について

ア 実施機関は、本件請求が「審査会の議論の内容が分かる文書を開示すると審査会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と記載された文書のうち、その理由部分のみを求めるものであることから、市市情第393号起案のうち、当該一部開示決定に係る処分の対象行政文書である審査会における審議に係る資料は情報公開条例第7条第2項第6号に該当し、非開示とすべきであると判断した、その判断に係る部分を特定し、本件処分を行ったと説明している。

これに対し、申立人は、市市情第393号起案のうち、審査会における審議に係る資料は情報公開条例第7条第2項第6号に該当し、非開示とすべきであると判断した、その判断に係る理由部分を抜粋したものを請求したにもかかわらず、抜粋がなされていないから、抜粋をするべきと主張しているため、当審査会では本件処分の妥当性について以下判断する。

イ 審査会の審議資料に係る情報公開条例第7条第2項第6号の該当性の考え方については、平成20年12月11日の審査会答申第567号において示されているとおりであり、市市情第393号起案においても、実施機関がこの考え方に従い対象行政文書について個別に検証した上で、同号の該当性を判断している。

ウ また、本件請求に係る開示請求書によると、市市情第393号起案に関して、審査会における審議に係る資料は情報公開条例第7条第2項第6号に該当し、非開示とすべきであると判断した理由を記した文書のうち、その理由部分だけを抜粋したものを求めているところ、情報公開条例は当該文書の抜粋を実施機関に作成させることまでは予定しておらず、このような請求はそれ自体失当である。

エ 実施機関は、市市情第393号起案のうち、審査会における審議に係る資料は情報公開条例第7条第2項第6号に該当し、非開示とすべきであると判断した、その判断に係る部分のみを特定し、本件処分を行っていることが認められる。

オ したがって、実施機関が、本件請求に対し、本件申立文書を特定したことは妥当である。また、実施機関が市市情第393号起案以外の文書を作成していないということは不合理ではない。

カ さらに、申立人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

#### (4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件請求に対し、本件申立文書を特定し、一部開示とした決定は、妥当である。

#### (第一部会)

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成26年11月28日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成26年12月15日 (第179回第三部会)	・諮問の報告
平成26年12月18日	・異議申立人から意見書を受理
平成27年1月8日 (第261回第一部会) 平成27年1月9日 (第263回第二部会)	・諮問の報告
平成27年11月12日 (第278回第一部会)	・審議
平成27年11月26日 (第279回第一部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成27年12月10日 (第280回第一部会)	・審議
平成28年1月14日 (第281回第一部会)	・審議
平成28年2月10日 (第283回第一部会)	・審議
平成28年2月25日 (第284回第一部会)	・審議